秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第十九号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（用語の意義） 第二条　略 ２　略 ３　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十二　略 十三　集中調達管理員　出納局総務事務センターにおいて物品等調達支払管理システムによる物品の購入事務を所掌するチームのチームリーダーをいう。 十四　副集中調達管理員　出納局総務事務センターにおいて物品等調達支払管理システムによる物品の購入事務を所掌するチームに属する主幹及び副主幹をいう。 十五　総務チームリーダー　庶務を担当するチームのチームリーダー（知事の事務部局にあつては、経理チームのチームリーダーを含む。）をいう。 十六　総務班長　庶務を担当する班の班長をいう。 十七　略	（用語の意義） 第二条　略 ２　略 ３　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十二　略 十三　集中調達管理員　出納局総務事務センターにおいて物品等調達支払管理システムによる物品の購入事務を所掌する班の班長をいう。 十四　副集中調達管理員　出納局総務事務センターにおいて物品等調達支払管理システムによる物品の購入事務を所掌する班に属する主幹及び副主幹（集中調達管理員を除く。）をいう。 十五　総務班長　庶務を担当する班長（知事の事務部局にあつては、各経理班長を含む。）をいう。 十六　略

（決裁区分）

第三条　財務に関する事務のうち、知事の決裁事項（決裁を要する事項をいう。以下同じ。）及び副知事、部局長、課長、室長又は総務チームリーダーの専決事項（専決の処理ができる事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、特異の事項にあつては、副知事の専決事項にあつては知事の、部局長の専決事項にあつては副知事の、課長の専決事項にあつては部局長の、室長の専決事項にあつては課長の、総務チームリーダーの専決事項にあつては課長の（室が所掌する事務に関する事項にあつては、室長の）決裁を得なければならない。

一　知事の決裁事項並びに副知事、部局長、課長、室長及び総務チームリーダーの専決事項

事項	知事の決裁事項	副知事の専決事項	部局長の専決事項	課長の専決事項	総務チームリーダーの専決事項
㈠～㈨　略	略		略	略	略
㈩　納入通知、支出命令（給与、共済費及び旅費（警察本部に係る旅費を除く。）の集中処理に係るもの並びに物品等調達支払管理システムで				総務チームリーダーの専決事項以外の事項（総務チームリーダーを置かない課にあつては、全ての事項）	

（決裁区分）

第三条　財務に関する事務のうち、知事の決裁事項（決裁を要する事項をいう。以下同じ。）及び副知事、部局長、課長、室長又は総務班長の専決事項（専決の処理ができる事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、特異の事項にあつては、副知事の専決事項にあつては知事の、部局長の専決事項にあつては副知事の、課長の専決事項にあつては部局長の、室長の専決事項にあつては課長の、総務班長の専決事項にあつては課長の（室が所掌する事務に関する事項にあつては、室長の）決裁を得なければならない。

一　知事の決裁事項並びに副知事、部局長、課長、室長及び総務班長の専決事項

事項	知事の決裁事項	副知事の専決事項	部局長の専決事項	課長の専決事項	総務班長の専決事項
㈠～㈨　略	略		略	略	略
㈩　納入通知、支出命令（給与、共済費及び旅費（警察本部に係る旅費を除く。）の集中処理に係るもの並びに物品等調達支払管理システムで				総務班長の専決事項以外の事項（総務班長を置かない課にあつては、全ての事項）	

処理する事務に係るものを除く。）及び返納命令に関すること。	㈡～㈣　略	略	略	略	略
	㈤　工事以外のものに係る支出負担行為伺（支出負担行為伺兼支出命令書により行うものを除く。）及び契約締結伺並びにこれらの変更並びに物品の購入依頼に関すること。	略	略	略	総務チームリーダーの専決事項以外の事項で一件の金額五〇〇万円未満（総務チームリーダーを置かない課にあつては、総務チームリーダーの専決事項を含む。）
		略			
	㈥　工事以外のものに係る支出負担行為伺（支出負担行為伺兼支出命				総務チームリーダーの専決事項以外の事項（総務チームリーダー
		略			

処理する事務に係るものを除く。）及び返納命令に関すること。	㈡～㈣　略	略	略	略	略
	㈤　工事以外のものに係る支出負担行為伺（支出負担行為伺兼支出命令書により行うものを除く。）及び契約締結伺並びにこれらの変更並びに物品の購入依頼に関すること。	略	略	略	総務班長の専決事項以外の事項で一件の金額五〇〇万円未満（総務班長を置かない課にあつては、総務班長の専決事項を含む。）
		略			
	㈥　工事以外のものに係る支出負担行為伺（支出負担行為伺兼支出命				総務班長の専決事項以外の事項（総務班長
		略			

令書により行うもの（給与、共済費及び旅費（警察本部に係る旅費を除く。）の集中処理に係るもの並びに物品等調達支払管理システムで処理する事務に係るものを除く。）に限る。）及びその変更に関すること。	㈦～㈢㈣ 略	略	略	略	略	㈢㈤ 物品（証紙及び始動票札を除く。）の出納通知に関すること。
を置かない課にあつては、全ての事項）	略	略	略	略	総務チームリーダーの専決事項以外の事項（総務チームリーダーを置かない課にあつて	略

令書により行うもの（給与、共済費及び旅費（警察本部に係る旅費を除く。）の集中処理に係るもの並びに物品等調達支払管理システムで処理する事務に係るものを除く。）に限る。）及びその変更に関すること。	㈦～㈢㈣ 略	略	略	略	略	㈢㈤ 物品（証紙及び始動票札を除く。）の出納通知に関すること。
を置かない課にあつては、全ての事項）	略	略	略	略	総務班長の専決事項以外の事項（総務班長を置かない課にあつて	略

㈥～㈨　略					

備考

一　警察本部における㈠、㈢から㈥まで、㈩から㈭まで、㈥、㈧、㈨及び㈨までの規定の適用については、「課長の専決事項」とあるのは、「会計課長の専決事項」とする。

二　略

三　県議会事務局における県議会図書室に属すべき図書に係る㈨の規定の適用については、「課長の専決事項」とあるのは「県議会事務局政務調査課長の専決事項」とし、「総務チームリーダーの専決事項」とあるのは「県議会事務局政務調査課調査広報チームリーダーの専決事項」とする。

二～九　略

2・3　略

（専決事項の代決）

第六条　略

2～5　略

6　課長又は室長が不在の場合においては、その専決事項について総務チームリーダー（総務チームリーダーが不在のときは、上席主幹、主幹、副主幹又は主査（以下この条において「上席主幹等」という。）で当該総務チームリーダーが属するチームと同一のチームに属する者のうち、課長が指定するもの）が代決することができる。ただし、総務事務センター及び教育委員会教職員給与課（以下「教職員給与課」という。）にあつては当該事務を担当するチームリーダー（当該事務を担当するチームリーダーが不在のときは、上席主幹等で当該事務を担当するチームに属する者のうち、総務事務センター長及び教育委員会教職員給与課長（以下「教職員給与課長」という。）が指定するもの）が、警察本部

㈥～㈨　略					

備考

一　警察本部における㈠から㈨まで及び㈨の規定の適用については、「課長の専決事項」とあるのは、「会計課長の専決事項」とする。

二　略

三　県議会事務局における県議会図書室に属すべき図書に係る㈨の規定の適用については、「課長の専決事項」とあるのは「県議会事務局政務調査課長の専決事項」とし、「総務班長の専決事項」とあるのは「県議会事務局政務調査課広報資料班長の専決事項」とする。

二～九　略

2・3　略

（専決事項の代決）

第六条　略

2～5　略

6　課長又は室長が不在の場合においては、その専決事項について総務班長（総務班長が不在のときは、上席主幹、主幹、副主幹又は主査（以下この条において「上席主幹等」という。）で総務班に属する者のうち、課長が指定するもの）が代決することができる。ただし、総務事務センター及び教育委員会教職員給与課（以下「教職員給与課」という。）にあつては当該事務を担当する班長（当該事務を担当する班長が不在のときは、上席主幹等で当該事務を担当する班に属する者のうち、総務事務センター長及び教育委員会教職員給与課長（以下「教職員給与課長」という。）が指定するもの）が、警察本部

にあつては次長、副隊長又は科学捜査研究所副所長が代決することができる。

7　総務チームリーダーが不在の場合においては、その専決事項について課が所掌する事務に関する事項にあつては課長が、室が所掌する事務に関する事項にあつては室長が、それぞれ代決することができる。この場合において、当該課長又は室長が不在のときは、総務チームリーダーが指定する上席主幹等が代決することができる。

8　前二項の規定にかかわらず、県議会事務局における県議会図書室に属すべき図書に係る第三条第一項第一号の表㈢に関する事項については、政務調査課長が不在の場合においてはその専決事項について政務調査課調査広報チームリーダーが、政務調査課調査広報チームリーダーが不在の場合においてはその専決事項について政務調査課長が代決することができる。

9　略

（地方公所の長等に対する委任）

第七条　略

2　略

3　地方公所（総合県税事務所、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）及び物品公所における現金取扱員及び物品取扱員の任免に関する事務を、当該地方公所又は物品公所を所轄する地域振興局長に委任する。

4　地方公所（総合県税事務所、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所に限る。）における現金取扱員及び物品取扱員の任免に関する事務を当該地方公所の長に委任する。

5　略

（委任事項の決裁区分）

にあつては次長、副隊長又は科学捜査研究所副所長が代決することができる。

7　総務班長　　が不在の場合においては、その専決事項について課が所掌する事務に関する事項にあつては課長が、室が所掌する事務に関する事項にあつては室長が、それぞれ代決することができる。この場合において、当該課長又は室長が不在のときは、総務班長　　が指定する上席主幹等が代決することができる。

8　前二項の規定にかかわらず、県議会事務局における県議会図書室に属すべき図書に係る第三条第一項第一号の表㈢に関する事項については、政務調査課長が不在の場合においてはその専決事項について政務調査課広報資料班長　　が、政務調査課広報資料班長　　が不在の場合においてはその専決事項について政務調査課長が代決することができる。

9　略

（地方公所の長等に対する委任）

第七条　略

2　略

3　地方公所（東京事務所、総合県税事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）及び物品公所における現金取扱員及び物品取扱員の任免に関する事務を、当該地方公所又は物品公所を所轄する地域振興局長に委任する。

4　地方公所（東京事務所、総合県税事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所に限る。）における現金取扱員及び物品取扱員の任免に関する事務を当該地方公所の長に委任する。

5　略

（委任事項の決裁区分）

第八条の二　略

２　略

３　第七条（地方公所の長等に対する委任）第一項及び第五項の規定により総合県税事務所長、総合食品研究センター所長、子ども・女性・障害者相談センター所長、健康環境センター所長、農業試験場長、果樹試験場長、畜産試験場長、水産振興センター所長、林業研究研修センター所長及び産業技術センター所長に委任された事務（次項及び第五項の規定により専決事項とされた事務を除く。）については、それぞれ総合県税事務所納税部長、総合食品研究センター総務企画室長、子ども・女性・障害者相談センター福祉相談・連携推進部長、健康環境センター総務企画室長、農業試験場総務管理室長、果樹試験場総務企画室長、畜産試験場総務企画室長、水産振興センター総務企画室長、林業研究研修センター総務企画室長及び産業技術センター総務管理部長の専決事項とする。

４・５　略

（専決事項の代決）

第八条の三　略

２　前条第三項の規定により専決することができるものとされた者が不在の場合においては、同項の専決事項について、それぞれ総合県税事務所の収納管理課長、総合食品研究センターの総務班長、子ども・女性・障害者相談センターの総務・連携推進課長、健康環境センターの総務管理班長、農業試験場の総務班長、果樹試験場の総務企画班長、畜産試験場の総務企画班長、水産振興センターの総務企画班長、林業研究研修センターの総務企画班長及び産業技術センターの総務管理班長が代決することができる。

３　略

４　前条第五項の規定により専決することができるものとされた者が不在の場合においては、次の表の上欄に掲げる者の区分に応

第八条の二　略

２　略

３　第七条（地方公所の長等に対する委任）第一項及び第五項の規定により総合県税事務所長、総合食品研究センター所長、健康環境センター所長、農業試験場長、果樹試験場長、畜産試験場長、水産振興センター所長、林業研究研修センター所長及び産業技術センター所長に委任された事務（次項及び第五項の規定により専決事項とされた事務を除く。）については、それぞれ総合県税事務所納税部長、総合食品研究センター企画管理室長、健康環境センター企画管理室長、農業試験場総務管理室長、果樹試験場総務企画室長、畜産試験場総務企画室長、水産振興センター総務企画室長、林業研究研修センター総務企画室長及び産業技術センター総務管理部長の専決事項とする。

４・５　略

（専決事項の代決）

第八条の三　略

２　前条第三項の規定により専決することができるものとされた者が不在の場合においては、同項の専決事項について、それぞれ総合県税事務所の収納管理課長、総合食品研究センターの総務班長、健康環境センターの総務管理班長、農業試験場の総務班長、果樹試験場の総務企画班長、畜産試験場の総務企画班長、水産振興センターの総務企画班長、林業研究研修センターの総務企画班長及び産業技術センターの総務管理班長が代決することができる。

３　略

４　前条第五項の規定により専決することができるものとされた者が不在の場合においては、次の表の上欄に掲げる者の区分に応

じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者が代決することができる。

総合県税事務所の総務班長	収納管理課長（当該事務所の支所に係るものにあっては、当該支所長）
東京事務所総務企画課長	総務班長
略	略

（合議を受ける者が不在のときの処理）

第八条の四　略

２　前項の規定にかかわらず、第四条又は第五条第一号の合議に係る事項について財政課長が不在の場合においては財政課政策監（財政課政策監が不在のときは、当該事務を担当するチームリーダー）に、同条第四号の合議に係る事項について次長又は警務部長が不在の場合においては主務課長又は警察本部の会計課長に、それぞれ合議することができる。

（出納事務の代決）

第十一条　会計課長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務及び専決事項について当該事務又は事項を担当する会計課チームリーダー
の職にある副出納員（当該副出納員が不在のときは、当該副出納員以外の当該事務又は事項を担当する会計課の
副出納員）が代決することができる。

２　財産活用課長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務について当該事務を担当する財産活用課チームリーダー
の職にある副出納員（当該副出納員が不在のときは、当該副出納員以外の当該事務を担当する財産活用課の

じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者が代決することができる。

東京事務所総務企画課長	総務班長
総合県税事務所の総務班長	収納管理課長（当該事務所の支所に係るものにあっては、当該支所長）
略	略

（合議を受ける者が不在のときの処理）

第八条の四　略

２　前項の規定にかかわらず、第四条又は第五条第一号の合議に係る事項について財政課長が不在の場合においては財政課政策監（財政課政策監が不在のときは、当該事務を担当する班長
）に、同条第四号の合議に係る事項について次長又は警務部長が不在の場合においては主務課長又は警察本部の会計課長に、それぞれ合議することができる。

（出納事務の代決）

第十一条　会計課長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務及び専決事項について当該事務又は事項を担当する会計課上席主幹（会計課上席主幹を置かないときは、会計課主幹）の職にある副出納員（当該副出納員を置かないとき又は当該副出納員が不在のときは、当該事務又は事項を担当する会計課副主幹の職にある副出納員）が代決することができる。

２　財産活用課長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務について当該事務を担当する財産活用課上席主幹（財産活用課上席主幹を置かないときは、財産活用課主幹）の職にある副出納員（当該副出納員を置かないとき又は当該副出納員が不在のときは、当該事務を担当する財産活用課副主幹の職にあ

副出納員）が代決することができる。

3　総務事務センター長の職にある出納員が不在の場合においては、その専決事項について当該事項を担当する総務事務センターチームリーダーの職にある副出納員（当該副出納員が不在のときは、当該副出納員以外の当該事務を担当する総務事務センターの副出納員）が代決することができる。

4　略

5　教職員給与課長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務について当該事務を担当する教職員給与課チームリーダーの職にある副出納員（当該副出納員が不在のときは、当該副出納員以外の当該事務を担当する教職員給与課の副出納員）が代決することができる。

6～10　略

（出納員の設置及び所掌事務）

第十二条　部局又は地方公所に、次の表の区分により出納員を置き、会計管理者をして同表の第三欄に掲げる事務を委任させるとともに、会計管理者の命を受け同表の第四欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。

出納員を置く部局又は地方公所	出納員となる職員	所掌事務	
		会計管理者から委任される事務	会計管理者の命を受けてつかさどる事務
略	略	略	略
総合県税事務所	所長	当該事務所に属する県	

る副出納員）が代決することができる。

3　総務事務センター長の職にある出納員が不在の場合においては、その専決事項について当該事項を担当する総務事務センター上席主幹（総務事務センター上席主幹を置かないときは、総務事務センター主幹）の職にある副出納員（当該副出納員を置かないとき又は当該副出納員が不在のときは、当該事項を担当する総務事務センター副主幹の職にある副出納員）が代決することができる。

4　略

5　教職員給与課長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務について当該事務を担当する教職員給与課上席主幹（教職員給与課上席主幹を置かないときは、教職員給与課主幹）の職にある副出納員（当該副出納員を置かないとき又は当該副出納員が不在のときは、当該事務を担当する教職員給与課副主幹の職にある副出納員）が代決することができる。

6～10　略

（出納員の設置及び所掌事務）

第十二条　部局又は地方公所に、次の表の区分により出納員を置き、会計管理者をして同表の第三欄に掲げる事務を委任させるとともに、会計管理者の命を受け同表の第四欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。

出納員を置く部局又は地方公所	出納員となる職員	所掌事務	
		会計管理者から委任される事務	会計管理者の命を受けてつかさどる事務
略	略	略	略
東京事務所	総務企画課長	当該事務所及び企業立	

	東京事務所		
	総務企画課長		
税の収納事務並びに県税の収納及び証紙の売りさばきの際の第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務	当該事務所及び企業立地事務所に属する会計管理者の事務（支払を除く。）		

	総合県税事務所		
	所長		
地事務所に属する会計管理者の事務（支払を除く。）	当該事務所に属する県税の収納事務並びに県税の収納及び証紙の売りさばきの際の第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務		

略	略	略	略

（会計職員の設置及び所掌事務）

第十三条　部局、地方公所又は物品公所に、次の表の区分により副出納員、経理員、現金取扱員及び物品取扱員を置き、同表の下欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。

一　副出納員

副出納員を置く部局又は地方公所	副出納員となる職員	所掌事務
総務部	税務課上席主幹、税務課チームリーダー、税務課主幹及び税務課副主幹	略
あきた未来創造部	あきた未来戦略課総務チームリーダー	略
出納局	会計課上席主幹、会計課チームリーダー、会計課主幹及び会計課副主幹	略
	財産活用課上席主幹、財産活用課チームリーダー、財産活用課主幹及び財産活用課副主幹	略
	総務事務センター上席主幹、総務事務センターチーム	略

略	略	略	略

（会計職員の設置及び所掌事務）

第十三条　部局、地方公所又は物品公所に、次の表の区分により副出納員、経理員、現金取扱員及び物品取扱員を置き、同表の下欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。

一　副出納員

副出納員を置く部局又は地方公所	副出納員となる職員	所掌事務
総務部	税務課上席主幹、税務課主幹及び税務課副主幹	略
あきた未来創造部	あきた未来戦略課総務班長	略
出納局	会計課上席主幹、会計課主幹及び会計課副主幹	略
	財産活用課上席主幹、財産活用課主幹及び財産活用課副主幹	略
	総務事務センター上席主幹	略

			リーダー、総務事務センター主幹及び総務事務センター副主幹
教育委員会			教職員給与課上席主幹、教職員給与課チームリーダー、教職員給与課主幹及び教職員給与課副主幹
略			略
総合県税事務所	略	略	総合県税事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
東京事務所	総務班長		東京事務所総務企画課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
大阪事務所			大阪事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
名古屋事務所			名古屋事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
福岡事務所			福岡事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。

二　経理員

経理員を置く部局又は地方公所	経理員となる職員	所掌事務

			、総務事務センター主幹及び総務事務センター副主幹
教育委員会			教職員給与課上席主幹、教職員給与課主幹及び教職員給与課副主幹
略			略
東京事務所	略	略	東京事務所総務企画課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
総合県税事務所	総務班長		総合県税事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
大阪事務所			大阪事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
名古屋事務所			名古屋事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
福岡事務所			福岡事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。

二　経理員

経理員を置く部局又は地方公所	経理員となる職員	所掌事務

総務部	税務課に属する課長、上席主幹、チームリーダー、主幹及び副主幹以外の職員		略
あきた未来創造部	あきた未来戦略課に属する総務チームリーダー以外の庶務を担当する職員		略
出納局	会計課に属する課長、上席主幹、チームリーダー、主幹及び副主幹以外の職員（現業職員を除く。）		略
	財産活用課に属する課長、上席主幹、チームリーダー、主幹及び副主幹以外の職員（現業職員を除く。）		
教育委員会	総務事務センターに属するセンター長、上席主幹、チームリーダー、主幹及び副主幹以外の職員	教職員給与課に属する職員	略

総務部	税務課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員		略
あきた未来創造部	あきた未来戦略課に属する総務班長以外の庶務を担当する職員		略
出納局	会計課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員（現業職員を除く。）		略
	財産活用課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員（現業職員を除く。）		
教育委員会	総務事務センターに属するセンター長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員	教職員給与課に属する職員	略

する課長、上席主幹、チームリーダー、主幹及び副主幹以外の職員		
略	略	
総合県税事務所	所長、納税部長及び支所長以外の職員	上司の命を受けて出納員の県税の収納事務を補助執行する。
東京事務所	総務企画課長及び総務班長以外の庶務を担当する職員	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
略	略	略

三　現金取扱員

現金取扱員を置く部局又は地方公所	現金取扱員となる職員	出納員から委任される事務
略	略	略
総務部	広報広聴課に属する職員のうちから知事が命ずる者	行政文書の写し若しくは行政文書を複写したもの又は審査請求等に

する課長、上席主幹、チームリーダー、主幹及び副主幹以外の職員		
略	略	
総合県税事務所	所長、納税部長及び支所長以外の職員	上司の命を受けて出納員の県税の収納事務を補助執行する。
東京事務所	総務企画課長及び総務班長以外の庶務を担当する職員	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
略	略	略

三　現金取扱員

現金取扱員を置く部局又は地方公所	現金取扱員となる職員	出納員から委任される事務
略	略	略
総務部	広報広聴課に属する職員のうちから知事が命ずる者	行政文書の写し若しくは行政文書を複写したもの又は審査請求等に

する課長、上席主幹、チームリーダー、主幹及び副主幹以外の職員		
略	略	
総合県税事務所	所長、納税部長及び支所長以外の職員	上司の命を受けて出納員の県税の収納事務を補助執行する。
東京事務所	総務企画課長及び総務班長以外の庶務を担当する職員	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
略	略	略

三　現金取扱員

現金取扱員を置く部局又は地方公所	現金取扱員となる職員	出納員から委任される事務
略	略	略
総務部	総務課に属する職員のうちから知事が命ずる者	審査請求等に係る提出書類等又は提出資料の写し等を交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務
	広報広聴課に属する職員のうちから知事が命ずる者	行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写し

			係る提出書類等若しくは提出資料の写し等を交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務
略			
農林水産部			
	略		
	森林資源造成課に属する職員のうちから知事が命ずる者		
		略	略
略			

四　略

（納入場所）

第四十五条　略

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる収入については、現金出納機関を納入場所とすることができる。

一　子ども・女性・障害者相談センター　の使用料及び手数料並びに衛生関係施設の使用料及び手数料。ただし、証紙により徴収するものを除く。

二～二十六　略

（私人に対する歳入の徴収又は収納の委託）

第七十二条　令第百五十八条の規定により私人に対し歳入の徴収又は収納の事務を委託することができるものは、次に掲げるものとする。

一　徴収事務の委託

			を交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務
略			
農林水産部			
	略		
	森林整備課に属する職員のうちから知事が命ずる者		
		略	略
略			

四　略

（納入場所）

第四十五条　略

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる収入については、現金出納機関を納入場所とすることができる。

一　福祉相談センター及び精神保健福祉センターの使用料及び手数料並びに衛生関係施設の使用料及び手数料。ただし、証紙により徴収するものを除く。

二～二十六　略

（私人に対する歳入の徴収又は収納の委託）

第七十二条　令第百五十八条の規定により私人に対し歳入の徴収又は収納の事務を委託することができるものは、次に掲げるものとする。

一　徴収事務の委託

㈠～㈢　略	㈠～㈢　略
㈣　秋田県介護保険法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十八号）別表第四号から第十二号まで及び第十七号から第二十号までの手数料	㈣　介護サービス情報の公表手数料及び介護サービス情報の調査手数料
二　略	二　略
2　略	2　略
（支出の原則）	（支出の原則）
第八十七条　略	第八十七条　略
2～4　略	2～4　略
5　支出命令者は、第一項本文の規定にかかわらず、物品等調達支払管理システムで処理する物品の購入代金の支出命令をしようとするときは、同項の請求書に代えて、当該物品等調達支払管理システムを使用して作成し、かつ、当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録に基づいて行わなければならない。	
（支出命令）	（支出命令）
第九十八条　略	第九十八条　略
2　略	2　略
3　支出命令者は、第一項本文の規定にかかわらず、支出命令をしようとする場合で、第八十七条（支出の原則）第五項に規定するときは、債権債務の確定を証する事項等を審査し、第一項の支出命令書に代えて、当該物品等調達支払管理システムを使用して作成し、かつ、当該支出命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録に基づいて行わなければならない。この場合において、当該電磁的記録は、当該支出命令書とみなす。	
（支出命令の審査）	（支出命令の審査）
第百二十四条　略	第百二十四条　略
2～4　略	2～4　略

5　前項の規定は、第八十七条（支出の原則）第五項の支出命令については、適用しない。

別表第一（第二条関係）

部局、部局長、課長及び室長

部局	部局長	課長	室長
総務部	総務部長	各課長	
略	略	略	略

別表第二（第二条関係）

地方公所及び物品公所並びにその所管部局長

部局長	地方公所	物品公所
総務部長	自治研修所、総合県税事務所、公文書館、消防学校	
企画振興部長	東京事務所	
略	略	略
健康福祉部長	子ども・女性・障害者相談センター、児童相談所（子ども・女性・障害者相談センターを除く。）、千秋学園、衛生看護学院	
略	略	略

別表第二の二（第五十四条の二関係）

別表第一（第二条関係）

部局、部局長、課長及び室長

部局	部局長	課長	室長
総務部	総務部長	各課長	徴収特別対策室長
略	略	略	略

別表第二（第二条関係）

地方公所及び物品公所並びにその所管部局長

部局長	地方公所	物品公所
総務部長	東京事務所、自治研修所、総合県税事務所、公文書館、消防学校	
略	略	略
健康福祉部長	福祉相談センター、児童相談所、千秋学園、精神保健福祉センター、女性相談所、衛生看護学院	
略	略	略

別表第二の二（第五十四条の二関係）

一～百三十六の九　略	一～百三十六の九　略
百三十六の十　廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料	百三十六条の十　産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
百三十六の十一～百三十六の二十二　略	百三十六の十一～百三十六の二十六　略
百三十七～三百十二　略	百三十六の二十七～百三十六の三十八　略
	百三十七～三百十二　略

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の二の改正規定は、公布の日から施行する。